

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
26年ー 2 (26. 2.17)	未 来 づ 来 く り 推 進	<p><b>「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>2013年12月6日、臨時国会で「特定秘密保護法」が成立した。国民の8割が廃案や慎重審議を求める中での強行成立であった。国連機関や海外メディアからも批判が相次いだ。同法成立後も、国民の怒りと不安は広がり続けている。</p> <p>「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）は、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」事項を指定するとしている。何を秘密に指定するかは国民には知らされず、警察の活動も含めた広範な情報を秘密にすることができる。原発やTPP交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰（最高懲役10年）される恐れがあり、国民の知る権利は侵害される。「秘密」の取り扱い者を対象にするという「適性評価」は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものである。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員も処罰の対象である。本法案では、故意による情報漏洩だけでなく、過失による情報漏洩も処罰するとしている。既遂の場合だけでなく、未遂の場合、共謀の場合、教唆の場合、煽動の場合も処罰対象としている。</p> <p>このように国会審議を通して「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）が憲法の基本原理（国民主権や基本的人権）を侵害するものであることがはっきりした。</p> <p>同法は、国民の目、耳、口をふさぎ、基本的人権、民主主義を破壊する重大な弾圧法に他ならない。国民の知る権利、言論・報道の自由、憲法第21条で保障された表現の自由を国民から奪うという悪法である。</p> <p>「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）を廃止する</p>	<p>憲法改悪反対鳥取県共同センター 代表 田 中 暁 (鳥取市西品治 806)</p>

		<p>よう強く求める。</p> <p>▶<b>陳情項目</b> 「特定秘密の保護に関する法律」を廃止するように、意見書を国会に提出すること。</p>	
--	--	--	--